

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第二六号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の要件等の見直し、麻薬等の譲渡に係る特例規定の整備及び保険医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の要件等を見直す。
- 三、自衛隊が外国の軍隊に麻薬等を譲り渡す場合の特例を整備する。
- 四、保険医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等をする。
- 五、本法律は、令和五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定める。